

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島 章太

被告 千葉県

第7準備書面

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

令和6年10月31日

原告代理人弁護士 足 立 啓 輔
他

第1 労働時間該当性についての主張

1 労働密度について

(1) 一時保護日誌に記載されていない業務

ア 被告は、乙15号証の1乃至4のとおり、警察からの入電については、基本的に、一時保護日誌や通信記録に記録しているところ、電話対応の頻度が低い旨主張している。

イ そもそも一時保護日誌の記載方法については、指導もなくルールが曖昧となっており、記録が残されていないものもある。例えば、実際には職員からの連絡対応等記録に残っていない実働もあった。原告は、提出された証拠以外でも、複数回電話対応をしている。

ウ なお、乙15号証でも、以下のとおり、夜間勤務中に原告が対応していたことがうかがわれる。

・5月10日（金）一時保護日誌においては、「7 通信記録 0:50  により警視庁からのケース照会の件で入電」、「該当ありで伝える」、「夜勤者飯島」と記載があり、原告が電話対応をおこなっていたことがうかがわれる。

- ・ 5月19日（日）においても、夜勤者に原告がいる際に「AM3:30 警察からの身柄付児童通告」とあるため、対応していたことがうかがえる。
- ・ 5月29日（水）にも夜勤者に原告がいる際に「25:15 職員の [REDACTED] 入電 子ども110番よりケース照会の件」という通信記録があり、原告が対応していたこともわかる。
- ・ 6月3日（月）にも夜勤者に原告いる際に「0:40 ●●様より入電」とあり、原告が対応していたことが分かる。

2 即時即応が必要であった

被告自身も認めるとおり、夜間勤務中には、子どもの体調が悪くなった場合や、緊急の一時保護の要請があった場合等には起きて対応する必要がある。これらは、子どもの生命・身体の安全にもかかわるものであり、常時気が抜ける状況ではなかった。子どもがいる居室又はその廊下で待機するように指示されていたのも、緊急時にも即時即応できるようにするためである。被告は、たばこを吸いに行く時間はあった旨主張するが、たばこを吸っている時にも、何かあれば、直ちに対応しなければいけないことに変わりはない。

労働から解放されていないことは明らかであり、夜間勤務について労働時間該当性が認められる。

第2 安全配慮義務違反について

1 市川児童相談所は全体として過重勤務となっている

- (1) 被告は、原告の夜間勤務の頻度が、他の職員と比しても多いわけでもなく、夜間勤務自体が過重な業務とはいえないため、労働時間や業務内容を軽減させる措置を行う義務が生ずる前提が欠けている旨、主張をしている。
- (2) しかし、令和2年度における市川児童相談所の児童指導員の精神性疾患による長期療養者の割合が16.7%となっていることから分かるとおり、過重な業務により、多くの職員が休職をしているのである。他の職員は問題なく勤務をこなして

いると被告は主張するが、採用後3年以内の職員の長期療養者の割合も高く、採用されたばかりの他の職員も原告同様、心身に不調を来している。なお、令和5年度の児童相談所職員の長期療養者の割合は、以下のとおりであり（甲30号証）、現在でも長期療養者の割合は高いままとなっている。

精神疾患による長期療養者の状況【令和5年度】
（児童福祉関係職種：所属別・年齢階層別・採用後年数別）

令和6年9月
総務部人事課

1 所属別

所属	心理	児童指導員	児童福祉司	計
中央児童相談所	4 (43)	3 (64)	2 (21)	9
市川児童相談所	2 (52)	6 (49)	5 (22)	13
柏児童相談所	3 (50)	1 (51)	1 (17)	5
銚子児童相談所	0 (7)	0 (11)	0 (2)	0
東上総児童相談所	2 (14)	1 (21)	1 (5)	4
君津児童相談所	0 (17)	2 (25)	1 (6)	3
その他	0 (6)	5 (26)	1 (1)	6
計	11 (189)	18 (247)	11 (74)	40

※長期療養者数：1月以上の療養休暇取得者及び休職者の合計人数
※括弧内はその所属における職種の令和5年4月1日時点の合計人数

2 年齢階層別

年齢	心理	児童指導員	児童福祉司	計
20代	5	12	1	18
30代	6	3	3	12
40代	0	3	4	7
50代以上	0	0	3	3
計	11	18	11	40

※長期療養者数：1月以上の療養休暇取得者及び休職者の合計人数

3 採用後年数別

年齢	心理	児童指導員	児童福祉司	計
1～3年目	5	5	6	16
4～10年目	6	10	4	20
11年目以降	0	3	1	4
計	11	18	11	40

※長期療養者数：1月以上の療養休暇取得者及び休職者の合計人数

- (3) 被告は、保護すべき児童の数が一時的に多くなったと主張するが、それも誤りである。市川児童相談所の場合、平均入所率が202.5%だったのであり（甲18）、一時的に児童の数が多くなったというわけではない。
- (4) 多くの職員が休職している状況は、被告自身が一番認識していたはずであり、労働時間や業務内容を軽減させる措置の必要性を被告が把握していなかったはずがない。他の職員も一律、業務量やその内容が過酷であったのであるから、他の職員との比較にかかわらず、被告には労働時間や業務内容を軽減させる義務があった。

2 宿直室について

- (1) 労働安全衛生規則616条1項は、「業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。」と規律し、同2項は「事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。」と規律している。
- (2) 被告が主張する宿直室なる部屋は、職員個人用のロッカーが配置されている部屋のことであるが、同部屋は「更衣室兼物置」（以下、同部屋を「本件更衣室」という）として使われており、職員が寝泊まりするよう指示や周知がされたことはなく、本件更衣室を宿直室として認識している職員はおらず、実際に職員が寝泊まりしたこともなかった。
- (3) 本件更衣室には、備品が乱雑に配置されており、物置としても使用されていた。また、本件更衣室には、寝具は何ら備え付けられていない。労働安全衛生規則1項は「適当な」睡眠の場所を設けるとしているところ、宿直室や仮眠室として使える旨職員に周知され実際に利用されていなければ、職員による同部屋利用可能性はないから、本件更衣室に対し同周知がされていない本件では、被告に同1項違反がある。また、本件更衣室に寝具が何ら備え付けられていないことか

ら、同2項違反でもある。

以上のことは、被告の安全配慮義務違反を考慮する一つの事情となる。

3 勤務割表10日前告知について

勤務割表の下書きといえるものが、10日前に作成されていたことがあり、原告にこれが示されていたことがあったことについては原告も認識するところである。

しかし、その内容は毎回変更されており、確定版が示されるのは早くても勤務前日であり、当日であることもあった。なお、勤務割表確定版が10日前に必ずしも示されていないことは被告も認めているところである。下書きをいくら事前に示しても、内容の変更がある以上、10日前に勤務割表を示したとはいえない。

したがって、原告勤務当時、本件一時保護課職員らに対し、勤務割表が10日前にほとんど告知されていなかった実態がある。

以上